

2025 年度
留学生のための修学支援ガイドブック



2025.4.1

北海道文教大学 国際交流センター 国際交流室

目 次

1. 北海道文教大学について	2
2. 恵庭について	2
3. 授業日程	2
4. 大学の授業について	3
5. 学生生活について	4
6. 学費、授業料減免、奨学金について	7
7. 事務担当窓口	8
8. 入学後の手続きについて	9
9. 在留手続き	10
10. 日常生活	14
11. 帰国について	17
12. 北海道文教外国人留学生の懲戒に関する内規	20

1. 北海道文教大学について

建学の精神 『 清正進実 』

鶴岡学園の建学の精神は創設者鶴岡御夫妻の遺された学訓『清く正しく雄々しく進め』を淵源とする。

「清く」とは心理を探究する清新な知性であり、「正しく」とは正義に基づく誠実な倫理性を指し、「雄々しく進め」とは未来を拓く進取の精神の称揚が込められている。また国民の生活の充実に寄与する「実学の精神」に基づくことが明確に示された。

これを要約して「清正進実」として心に刻むこととする。

2. 恵庭について

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、交通アクセスに恵まれ、豊かな自然と穏やかな気候を持つまちです。花のまちづくりが盛んで、「花のまち」「ガーデニングのまち」として全国に知られています。

市の名前の由来は、アイヌ語の「エエンイワ」（鋭くとがった山という意）と言われています。ニュージーランドのティマル市と姉妹都市を結んでいます。

人口：70,397 人（男 34,230 人・女 36,167 人）（令和 7 年 1 月末）

世帯数：36,138 戸（令和 7 年 1 月末）

3. 授業日程と時間割について

お知らせサイトで確認できます：

1. 授業日程
2. 授業の休講・補講などの情報
3. その他、学生生活に関するお知らせ

ダウンロードをする場合、「大学の Google アカウント」でログインしていないとできないのでご注意ください

お知らせサイト



4. 大学の授業について

4.1 履修登録 WSDB(World Students Data Base)

1. 履修登録は WSDB 前期/後期それぞれ1回。
2. 履修登録ができる期間内にしか履修登録はできません。
 - ※ 必ず期間内に登録してください。
 - ※ 正当な理由なく履修登録を行わなかった場合、
単位の認定を受けることができません。

WSDB マニュアル



4.2 年間修得単位数

1. 卒業するためには4年間で **124 単位**以上修得が必要です。
2. 各学科の定める**進級・卒業要件の単位数**を満たす必要があります。
 - ※ 各学科によって条件が違うので**アドバイザーの先生**にご相談ください。
3. 留年すると、出入国管理局（入管）から修学状況が良くないとして、**退学・帰国を勧告される**場合もあります。
4. アドバイザーの先生とよく相談して決めるようにしてください。

4.3 出席状況

皆さんの健康状態や近況を知ることも目的としていますので、大学に来ている日は、国際交流室に来て、元気な姿を見せてください。

1. 授業のある日は国際交流室に来て、出席簿にサインを書きに来てください。
 2. 大学からメールや電話で連絡することがあります。
代 表 番 号：0123-34-0019 国際交流室：0123-34-0146
- ※ 出席数が3分の2（出席率 66%）未満の場合、成績は「不合格」となります。
 - ※ 「**2週間以上無断欠席の場合は訓告または停学**」「**1ヶ月を超えて所在が確認できない場合は退学**」の処分になることが決められています。

4.4 授業を欠席について

- 本館(6号館)1階の事務局の前に置いてある「**欠席届**」に書いて、**授業担当の先生**に直接渡してください。※遅刻や早退も含みます。

4.5 休講・補講について

- 担当教員の事情や天候などにより、授業が休講となる場合があります。
- 「お知らせサイト」をすぐ確認できるように設定しておいてください。
- 15分以上待っても先生が来ない場合、事務局「教務課」をお願いします。

4.6 大学からの連絡

- 皆さんへの連絡は、大学から渡しているメールアドレス宛に送ります。
メールアドレス：学籍番号+@s.do-bunkyo.ac.jp

5. 学生生活について

5.1 オリエンテーションについて

- 4月の初旬、9月の下旬には、学年別のオリエンテーションが行われます。
- 卒業に必要な科目、履修登録の日程、時間割表など**重要な書類を渡します**。
- 春休みや夏休みに母国へ帰る学生は、**欠席しないようにオリエンテーションの日程を確認してから帰るようにしましょう**。

5.2 アドバイザー（クラス担当、指導教員）制度について

アドバイザー制度とは：学生が主体的な学習姿勢を持ち、豊かな学生生活が送れることを目的とした指導教員制度です。

※1年次、アドバイザーが決められますが、途中で変更できます。

○必ずアドバイザーに報告すること

1. 学業に関すること（履修登録、学業成績等）
2. 出席状況に関すること
3. 進路のこと（就職、大学院の進学）

5.3 休学について

- 留学生が在学中に病気等の理由により休学する場合は、在留資格「留学」の目的に反するため、原則、母国に一時帰国しなければなりません。
- 一時帰国中に「留学」の在留資格期限が過ぎる場合は、日本に来る日が決まり次第、新たに在留資格を申請することになります。
- やむを得ず休学する場合は、担任・アドバイザーに相談してください。
※休学した場合も「教育充実費」は全額支払わないといけません。

5.4 大学内の設備について

【保健管理センター】

- 保健管理センターは、保健師・看護師が常勤（9：00～17：00）しています。
- 学内で負傷したり気分が悪くなったりした場合は適切な処置、対応をします。

【カウンセリング室】

保健管理センターには、専門のカウンリング室があります。

- 生活上のこと、家族や友人関係等いろいろな不安や悩みについて相談について、適切な助言・援助をしてくれます。
- プライバシーを守り、本人の不利益になることは一切ありません。
- どんな小さなことについても相談に応じますので、気軽に保健管理センターに申し込んでください。

【喫煙場所】

大学内に喫煙スペースはありません。学内全面禁煙です。

【食堂】

大学会館 1 階にあります。

- 食堂はカフェテリア方式のため、飲食後は食器類を「返却口」に返却して下さい
- コーヒー、缶ジュース類の自動販売機もありますのでぜひ利用してください。
※食堂の外へ食器を持ち出すことはできません。

《営業時間》

平日 9:00～14:00（ランチ 11:00 より ラストオーダー13:50）

※土日祝祭日は休業しています。

【売店】（Bunkyo Campus Shop）

2 号館 1 階にあります。書籍、文房具類、飲食料品等を販売しています。

《営業時間》

平日 8:30～18:00

※土日祝祭日は休業しています。

【Computer Laboratory(CL 教室) 1～3】

- 2号館 1 階に 2 教室、同館 2 階に 1 教室の全 3 教室あります。原則的に学生の学習を目的として開放しています。

《開放時間》

平日 9:00～18:00（CL 教室 1 だけ、20:00 まで）

- 休業期間中は平日の午前 9 時～午後 5 時 1 教室のみ、皆さんに開放しています
※授業や大学のイベントで使って、機材の整備等で使用できない場合もあります。
パソコンの使用方法等については学生便覧で確認してください。
※教室内での飲食・喫煙・携帯電話の通話は禁止です。

【体育施設】

- 体育館、グラウンド等の使用を希望するときは**事前に学生課**に連絡して下さい。
- 体育館に入って遊ぶときは、体育館で使う為に別のシューズが必要です。
- バasketボール、バレーボール、フットサルボール等を貸し出しています。
学生課に連絡してください。

- ① 体育館： 1 階 バasketボール、バレーボール、バドミントンコート、
トレーニングルーム、シャワー室
2 階 ランニングコース
- ② テニスコート（2 面）
- ③ グラウンド（サッカー、野球）

5.5 掲示板

- 1号館1階と図書館前に掲示板があります。
- 学生生活上必要なことやイベントについて連絡されるので、確認してください。
※奨学金に関しては、国際交流室の掲示板などでも掲示しています。

5.6 各種証明書

- 成績証明書、在学証明書などの各種証明書は、**本館1階事務室**で申し込みをします。
- 証明書の種類によっては、発行までに時間がかかりますので、注意してください。

5.7 就職支援

- 在学生の就職支援については**就職課**で行っています。
※留学生の就職活動は在学中に限られているので、**日本で就職を希望する場合**、
早めに準備をしましょう。

5.8 学生証

- 学生証は、本学の学生であることを証明するものです。
- 紛失、盗難、破損等ないように注意し、いつでも提示できるよう携帯してください。
- 学生証を紛失または破損したときは、**学生課**へ申し込んでください。
- 学生証は、大学では各種証明書発行や図書館で本を借りるときに使います。

5.9 定期健康診断

- 定期健康診断は**学校保健法**に定められており、学生全員の健康診断を行ないます。
- 毎年4月に実施しており、詳細は学生課の掲示板で連絡します。
- 健康診断で病気の発見と治療のアドバイスを聞くこともできます。

6. 学費、授業料減免、奨学金について

6.1 学費について

学費：①授業料 ②教育充実費 ③実験実習費（実験実習のある学科のみ）、
④演習費(国際学部のみ) ⑤その他の費用（学友会費、後援会費）

毎年、大学が定める期日までに支払いをします。

学費を支払っていない場合は、進級要件を満たさないため、**留年となる場合があります**

※ 延納願、分納願を提出して支払いの延長を申請することもできます。

※ 学費を1年分支払いができなかった場合、除籍となります。

6.2 授業料減免について

- ・ 経済的に就学困難な者について、学費の内授業料を減免する制度があります。
- ・ 4月頃に申請を行い、審査を受ける必要があります。

対象者：

- ・ 正規課程の私費外国人留学生（学科・大学院生）の「留学」の在留資格を有する
経済的に就学困難な者：

1. 仕送りが平均月額 90,001 円以下（学費等は含まない）

2. 在日扶養者の年収が 500 万円以下

※期限までに申請書類を提出しなければ、授業料減免が受けられません。

※成績不振、出席状況不振、留年や学則上の処分を受けた場合は、

※減免の対象となりません。

6.3 学外の奨学金について

学外の団体から奨学金の募集があった場合は、国際交流室のカウンターや掲示板でお知らせします。申請を希望する学生は、案内を見逃さないようにしてください。学業成績に基づいて学内選考を行うことがありますので、申請を希望した学生が全員受給できるわけではありません。学業成績や普段からの生活態度が重要となります。

7. 事務担当窓口

学生課

- 学生証、学割証、定期券
- 学籍（休学、復学、退学）
- 遺失物、拾得物
- 住所変更
- アルバイト

就職課

- 就職の指導や斡旋

国際交流室

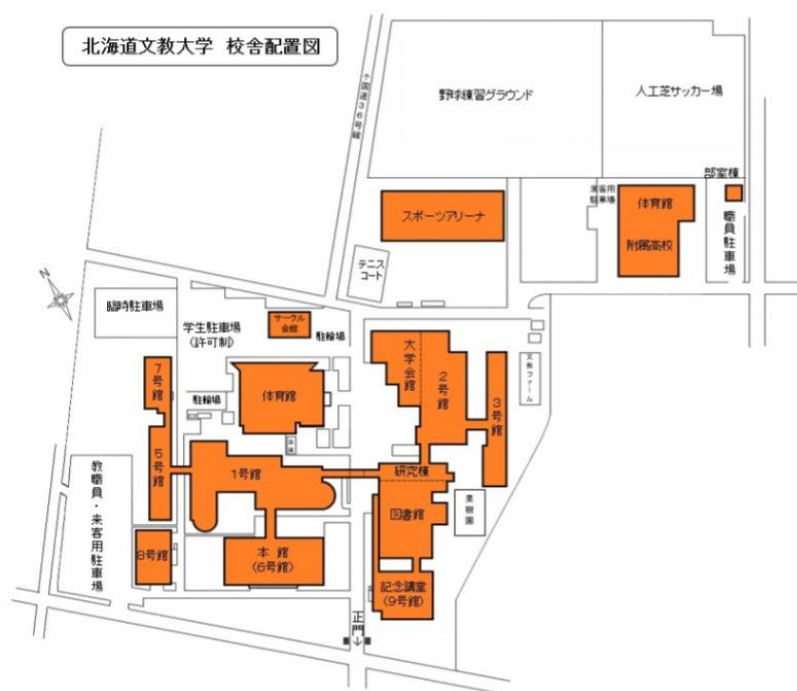
- 出入国在留管理局への手続き
- 留学生向け奨学金
- 授業料減免

教務課

- カリキュラムや時間割
- 履修登録

会計課

- 授業料の納付に関すること



8. 入学後の手続きについて

8.1 市役所での手続き

- ・ 住民登録や国民健康保険の加入手続きなどを行います。
- (例) 恵庭市のアパート「恵庭市役所」、札幌市のアパート「札幌市役所」

住民登録

- ・ 住居地（住所・アパート）を決めた留学生は、日本での生活を始めてから
14日以内に市役所へ届け出ないといけません。
- 必要書類：在留カード・パスポート・（学生証）

国民健康保険の加入

- ・ 日本では国民健康保険、または他の健康保険の医療保険制度に加入することは義務となっています（国民皆保険）。
- ・ 在留資格「留学」の外国人留学生は、全員国民健康保険に加入してください。
- ・ 国民健康保険に加入することで、「病院」や「クリニック」での治療費が70%減免、残りの30%を診察後に支払います。

8.2 銀行での手続き

- ・ 日本の銀行口座がないと、奨学金やアルバイトで必要になります。
- ・ 口座は、銀行の窓口で手続きをします。

恵庭黄金郵便局（ゆうちょ銀行）

《住所》〒061-1409 北海道恵庭市黄金南1-10-4

《電話番号》0123-34-7755

《営業時間》平日9:00～16:00※土・日・祝日・休日は除く

必要書類：学生証、ハンコ(印鑑)、パスポート、在留カード

9. 在留手続き

9.1 在留カード

- 日本に滞在する外国人は空港で上陸許可を受けるとともに在留カードが交付されます（後日交付となる場合もあります）。
- 在留カードを交付された留学生は、住居地（住所・アパート）を決めた日や引っ越しをした留学生は、**14日以内**に市役所へ届け出ないといけません。

必要書類：在留カード・パスポート・（学生証）

- 近くのコンビニに行く場合でも在留カード忘れずに携帯しましょう。
- 警察が確認のために皆さんに声をかけることがあります。在留カードを持っていなかった場合、罰則があります。
- 引っ越しをしたら国際交流室にも教えてください。



9.2 在留期間の更新

- 留学生が日本に在留を許可される期間は2年3カ月が一般的です。
- 在留期間の満了する3ヶ月前から当日まで入管で「在留期間更新」ができます。
- 書類の書き方などは、国際交流室で教えます。
- オーバーステイは強制退去となる場合がありますので、注意してください。

【在留期間更新に必要な書類】

- ① 在留期間更新許可申請書（国際交流室からお渡しします。）
- ② 写真（縦 4cm×横 3cm。提出の日前3か月以内に撮影されたもの。）
- ③ 在学証明書（事務局・学生課）④成績証明書（事務局・教務課）
- ⑤ パスポート ⑥在留カード ⑦(在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書)

【お願い】在留期間の更新後、パスポートと在留カードを見せに来ててください。

9.3 一時帰国と再入国

- 出国後1年以内に日本で留学の活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります（みなし再入国許可といいます）。
- 再入国出国記録（再入国EDカード）に「一時的な出国であり、再入国する予定である」旨のチェック欄にチェックしてください。
- 在留期限が出国後1年未満になる場合は、在留期限までに再入国してください。
- 夏休み、春休みに帰国する場合は「帰省・旅行届」を担任・アドバイザーの先生に署名をもらい、国際交流室に届け出てください。

9.4 資格外活動

- 留学生は、原則としてアルバイトをすることは認められていません。
- 留学生がアルバイトをするために、「資格外活動の許可」を受ける必要があります。
1週間：28時間以内 夏・春休み：週40時間のアルバイトが認められています。
- 資格外活動の許可を受けずにアルバイトした場合や、28時間以上アルバイトしてしまった場合、強制退去となりますので、注意してください。

アルバイトしてはいけないお仕事：

風俗営業、風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。

（例）バー、キャバレー、パチンコ、麻雀店、深夜飲食業である店舗、
風俗営業法が適用される店舗と同様に扱われるので、禁止されています。

【資格外活動申請に必要な書類】

- ① 資格外活動許可申請書 ② パスポート ③ 在留カード ④ 学生証
※アルバイトの身元保証人や連帯保証人を求められることがあります。
本学は一切引き受けることができませんので、ご了承ください。

9.5 本学を卒業または交換留学が終了した後も日本に滞在する場合について

① 在留資格「留学」で勉学を3ヵ月以上、おこなっていない場合：

資格外活動は、大学の学生の間だけ認められた活動なので、卒業後にアルバイトはできません。入管法により処罰されます。

② 就職活動を継続して行うための在留資格の変更について：

卒業後、日本で就職活動をする場合は、在留資格を「特定活動」へ変更してアルバイトをすることも可能です。

在留資格「特定活動」は原則6ヵ月間、1回限り6ヵ月間更新が可能。

最長1年間の滞在が認められます。

【在留資格変更（特定活動）申請に必要な書類】

- 1) 在留資格変更許可申請書 2) パスポート 3) 在留カード
- 4) 在留中の経費支弁能力証明書 5) 卒業証明書
- 6) 就職活動継続についての本学の推薦状
- 7) 就職活動を継続して行っていることを明かす資料 8) 活動機関に関する届出

《注意事項》

- ・本人が入管に行って手続きをします。
- ・推薦状は就職課で発行してくれます。

9.6 学位記授与式に参加する親族のための「短期滞在」ビザについて

卒業・修了見込みの学生の親族が、学位記授与式に出席する目的で来日する場合、「短期滞在」ビザ申請のための「身元保証人」が必要なことがあります。

本学では、この身元保証を引き受けることができます。

申し込みには条件がありますので、国際交流室に相談してください。

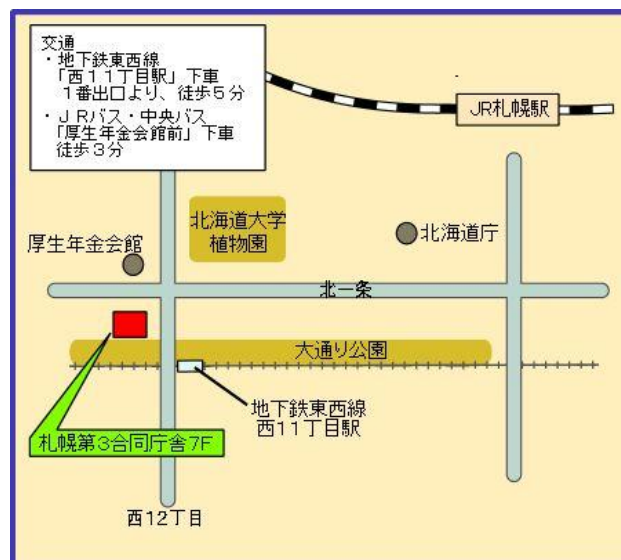
9.7 札幌出入国在留管理局

中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎 審査部門

【電車】地下鉄東西線「西11丁目駅」1番出口 徒歩5分

電話 011-261-9658

《営業時間》平日9:00~16:00※土・日・祝日・休日は除く



10. 日常生活

家賃の支払いは“必ず”「期日内」に支払いましょう！

支払いが遅れる場合は、“必ず”アパートの会社に連絡してください。

10.1 宿舍

大学周辺の不動産会社等の情報を教えますので、国際交流室に連絡してください。
留学生は札幌周辺で探す場合は、保証人についても留学生各自が探すことになります。

※アパートの賃貸契約時、「緊急連絡先」として、本学は一切引き受けられません。

10.2 留学生住宅総合補償制度（留補償）

日本で民間アパートを借りる場合、入居のための保証人が必要です。
保証人が見つからない場合、在学期間中に限り本学の学長が保証人になります。

【条件】

1. 恵庭市内の賃貸アパートに入居すること。
2. 財団法人日本国際教育協会の「留学生住宅総合補償」に加入（1年間4,000円）すること。

この制度は、万が一の場合の賠償事故に備えることと、部屋を借りるときに必要な連帯保証人に経済的負担をかけないようにするための住宅総合保険です。

国際交流センター長/学長が保証人となることが認められない場合もありますので、事前に国際交流室で確認してください。

10.3 郵便、銀行

留学生が日本に来て最初に行う手続き：

1. 市・区役所等での**転入届、国民健康保険の加入**。
2. 郵便局での**転居届、銀行での口座の開設**。

アパートが決まったとき、引越しをしたとき、近くの郵便局で「転居届」を提出する必要があります。

郵便局の受付時間：

郵便：月曜日～金曜日 9：00～17：00

貯金：月曜日～金曜日 9：00～16：00

銀行口座を開設するときに必要な書類：在留カード・学生証、印かん（はんこ）

銀行の窓口の営業時間は、平日 9：00～15：00 までです。

ATM は設置場所によって利用可能な時間が違いますので、注意してください。

10.4 電気、ガス、水道、ゴミ処理

光熱費の支払いは“必ず”「期日内」に支払いましょう！
支払いが遅れる場合は、“必ず”会社に連絡してください。

【電気】利用するためには、事前に電気会社にする必要があります。

【ガス】使えるようにするときには、家にいなければなりません。

【水道】2ヶ月ごとに料金の請求がきます。※北海道の冬はとても寒いです。

家に何日もいない日は、水抜きをして凍結を防ぎましょう。

水抜きの方法がわからないときは、家主さんや不動産屋さんに確認しましょう。

一度凍結すると高額な修理費がかかります。

年末年始は、修理会社も休みになりますので、すぐに修理することは難しくなります。

【ゴミ処理】

ゴミは、市や区が回収します。「ゴミと資源の分け方・出し方」については市役所・区役所などにあります。

分別したゴミを出す曜日・時間と場所は、地区によって異なります。

【例：恵庭市】

コンビニ・近くのスーパーで売っています。

下のように決められた袋に、決められた日にちに出さないと
ごみを回収してくれません。



ごみと資源物の出し方(基本ルール)

- 恵庭市は戸別収集です。(集合住宅など一部ステーション収集あり。)
- ごみや資源物は道路沿いに出してください。
(道路から離れた位置に出した場合は収集しません)



- ごみや資源物は収集日の朝8時30分までにお願いします。



- 有料指定袋は次のように結んでください。



- ガラス被害等によるごみの飛散防止のため、下記のような対策をお願いします。



■ごみボックスなどを導入する

■バケツを逆さまに置く

燃やせるごみ 有料 (指定袋あり)



生ごみ 有料 (指定袋あり)



燃やせないごみ 有料 (指定袋あり)



キケンごみ 有料 (指定袋あり)



粗大ごみ 有料 (ごみ処理券を貼付) TEL 0123-29-7440へ事前申込



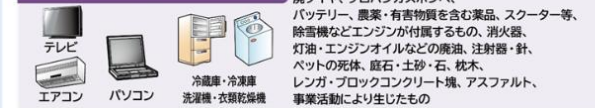
資源物 無料 (指定袋なし)



収集しないごみ① (自己搬入等で処分するもの・ごみ処理場への自己搬入)

- ① スプリングが入っているもので短辺が1m50cmを超えるもの
- ② 最大の辺または径が2mを超えるもの
- ③ 重量が80kgを超えるもの
- ④ 体積が2m³を超えるもの

収集しないごみ② (専門処分が必要なもの)



粗大ごみの出し方・流れ

- 1 0123-29-7440 (粗大ごみコールセンター) に連絡
【受付日時】月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝・12月29日～1月3日を除く)
- 2 住所・氏名・捨てたい品目の情報を伝える
ごみの品目、個数、大きさ、素材など
- 3 コールセンターから収集日・受付番号・金額が伝えられる
金額とは、粗大ごみを出すのに必要な「ごみ処理券」の数のことです。
申込から収集まで、通常1～2週間を要します。
- 4 案内された金額分のごみ処理券を購入する
「ごみ処理券」は100円と400円の2種類です。
各粗大ごみに必要な金額分のごみ処理券を購入してください。
ごみ処理券は、スーパー・コンビニ等の有料指定ごみ袋の取扱店で購入できます。



- 5 ごみ処理券に受付番号を記入して粗大ごみに貼り、指定の収集日に出す
当日の朝8時30分までに、粗大ごみコールセンターから伝えられた場所(ほとんどの場合家の前です)に粗大ごみをだしてください。
追加・変更・キャンセルの申込は3営業日前までにお願いします。

10.5 緊急の場合

119番：救急車・消防車を呼ぶときにかける番号。

1. 大学の外で、ケガなどで救急車が必要な時。

※大学内では、保健管理センターで応急処置を受けることができます。

2. 自分の部屋や隣の部屋で火事が起こったときなど、消防車が必要な時。

必ず大声で「火事だ!」と叫んで周りの人に知らせてください。

電話では「火事です!」とはっきり伝えて、住所を正確に言ってください。

110番：警察を呼ぶときにかける番号。

- 盗難・交通事故などで**警察**が必要なとき。
- 学内の場合は、学生課に連絡してください。
- キャッシュカードやクレジットカードを盗まれた場合は、すぐに銀行やクレジットカード会社に連絡して、盗まれたことを伝えてください。
- 日本は**地震**が多い国です。普段から地震が起きたときの準備をしておきましょう。
- 地震が起きたときは、あわてずにテーブルの下に隠れて自分の身を守ってください。大きな揺れが続くのは、1分間程度です。揺れがおさまってから火、ガス、電気などの点検をしてください。
- 大学にいるときは、教職員の指示にしたがってください。
- 地震や津波、大雨などの災害に備えて、住居地周辺の避難場所やハザードマップを確認しておきましょう。



11. 帰国について

帰国する前にお世話になった人たちに心を込めてお礼を述べるなど、将来もあたたかい交流が継続できるよう心を配っていただきたいと思います。

11.1 学内での手続き

帰国することが決まったらすぐに、国際交流室に相談・確認してください。

【必要手続きの例】

- ① 学籍上の手続き（成績証明書等の発行）
- ② 帰国後の連絡先の届出（住所、電話番号、E メールアドレスなど）
- ③ 公共料金等の支払いを委任する人物の報告（氏名、連絡方法などを知らせる）
- ④ 帰国する前に就職・進学等の調査書を国際交流室・就職課に提出。
- ⑤ 大学から借りているもの（図書館の本など）の返却
- ⑥ 帰国日の連絡フライト予定が決まり次第、必ず国際交流室に連絡してください。

11.2 学外での生活上の手続き

地域で暮らした住民として済ませておくべきさまざまな手続きがあります。
後でトラブルにならないよう、きちんと手続きしておきましょう。

【必要手続きの例】

住宅関係：家主さんへの退去予告(1 ヶ月前)、保証人への報告とお礼、入居したときと同じ状態にする。

契約解約：光熱水料（電気、ガス、水道）、電話料、NHK 放送受信料、携帯電話、インターネットの解約。携帯電話会社・電気・ガス・水道局に退去日（帰国日）を連絡し、解約をしたうえで料金の支払いをしてください。

区・市役所：転出届と国民健康保険、国民年金の脱退手続きと保険証の返却

1. 自分の居住していた市区町村の市民課で転出届の提出。
2. 国民健康保険課で国民健康保険証の返却。
3. 印かんを持参し、国民健康保険料の支払いをその場で行ってください。

入管：在留カードの返却

日本を出国する時まで携帯し、日本出国の審査を受けるときに返却してください。

- ① ゴミの始末：粗大ゴミなどの処分（区・市役所に連絡）
ゴミは、可燃ゴミ、不燃ゴミを仕分けし、粗大ゴミは、捨てるときは**有料**となり、住んでいる地域の区役所または市役所に連絡をすると取りに来てくれます。計画的に仕分けして、出せる曜日をあらかじめ調べておくようにしましょう。また、部屋に置いたままにすることのないようにしましょう。冷蔵庫の中身、お風呂場なども十分に気を配りましょう。
- ② 郵便物の転送：日本にいる知人への転送依頼（1 年間可能）

11.3 学位記授与式に参加する親族のための「短期滞在」ビザについて

卒業・修了見込みの学生の親族が、学位記授与式に出席する目的で来日する場合、「短期滞在」ビザ申請のための「身元保証人」が必要なことがあります。本学では、この身元保証を引き受けることができます。

申し込みには条件がありますので、国際交流室に相談してください。

●北海道文教大学 外国人留学生の懲戒に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、北海道文教大学学則第38条及び北海道文教大学留学生別科規程第25条並びに北海道文教大学大学院学則第38条（以下「学則等」という。）の規定中、外国人留学生に係る懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の適用)

第2条 1か月を超えてその所在が確認できない場合は、学則等の懲戒退学中の「正当な理由がなく出席常でない者」を適用するものとする。

2 次の各号に該当する場合は、学則等の懲戒退学中の「本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者」を適用するものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）が適用される業種及び店舗等での就労が明らかになった場合
- (2) 資格外活動違反、不法就労で逮捕、拘留された場合
- (3) 本邦へ入国の際に、虚偽の申告をして「留学」の在留資格を得たことが明白となった場合
- (4) 法務省出入国在留管理庁の審査で在留期間更新が不可となり、退学届の手続を、1か月を超えて怠った場合
- (5) 入管法に規定される「資格外活動許可」を得ないで就労していることが判明し、停学の懲戒処分を受けた後も改善が見られない場合及び故意で悪質な場合
- (6) 警察や出入国在留管理庁に任意同行及び出頭を命じられ、このことに関する本学からの呼び出しに1か月を超えて応じなかった場合

3 次の各号に該当する場合は、学則等懲戒条第2項中の訓告又は停学を適用するものとする。

- (1) 入管法に規定される「資格外活動許可」を得ないで就労していることが判明した場合
- (2) 警察や出入国在留管理庁に任意同行及び出頭を命じられた場合及びこのことに関する本学からの呼び出しに1週間以上応じなかった場合
- (3) 2週間を超えて無断欠席が認められる場合
- (4) 前期又は後期の履修科目の内、その半数を超える科目が未修得の場合
- (5) 「在留カード」及び「資格外活動許可書」を不携帯で、警察及び出入国在留管理庁から注意や指導を受けた場合
- (6) 本邦の法律等及び本学の諸規則等に規定され、外国人留学生として当然なすべき諸手続等を怠っている場合

(学生委員会への具申)

第3条 留学専門部会は、当該事案について、懲戒の要否及び種類並びに軽重を学生委員会へ具申できるものとする。ただし、留学専門部会が必要と認めるときは、学生委員会の他に関係委員会と協議することができるものとする。

(改 廃)

だい じょう ほんないき かいはい りゅうがくせんもん い いんかいおよ がくせい い いんかい ぎ げんあん さくせい きょうじゆかい ぎ
第 4 条 本内規の改廃は、留 学専門委員会及び学生委員会の議により原案を作成し、教 授会の議を
へ がくちよう おこな
経て学 長 が 行 う。

●北海道文教大学外国人留学生惩戒规定

（目的）

此规定为在北海道文教大学学则第38条、北海道文教大学留学生别科规定第18条及北海道文教大学大学院学则第38条（以下称「学则等」）中，规定惩戒外国人留学生的相关事项。

（惩戒适用对象）

对于超过一个月未能确认其所在的学生，适用学则等惩戒退学中的「无正当理由而未能按时出席的学生」相关内容

2 符合以下各项情况，适用学规等惩戒退学中的「破坏本校秩序而严重违反学生应有本分」相关内容。

- (1) 明确发现在适用于风俗营业等规则及业务适当化等相关法律（以下简称「风营法」）的行业或店铺等就业的情况
- (2) 因资格外活动违反、不法就劳被逮捕、拘留时
- (3) 入境日本国之际，发现申告虚伪内容而取得「留学」在留资格时
- (4) 法务省入国在留管理局判定申请人的在留期间无法更新时，且超过1个月以上未能办理退学手续时
- (5) 发现未取得入管法所规定的「资格外活动许可」而就业，经判停学惩戒处分后，仍未见改善或故意、恶意时
- (6) 受警察或入国管理局任意同行或传唤命令，且1个月以上未回应本校关于此事的传唤时

3 符合以下各项情况，适用学则等惩戒条款第2项中的规定给予警告或停学相关内容

- (1) 发现未取得入管法所规定的「资格外活动许可」而就业时
- (2) 受警察或入国管理局任意同行或传唤命令，且1周以上未回应本校关于此事的传唤时
- (3) 未经允许缺席超过2周时
- (4) 前期或后期应修科目中，未修完的科目超一半时
- (5) 未携带「在留卡」及「资格外活动许可书」而被警察或出入国管理局警告或指导时
- (6) 疏忽办理日本法律及本学所规定的外国人留学生该办理的各类手续时

Internal Regulations on Disciplinary Action for International Students

(PURPOSE)

Article1. These bylaws shall provide for the necessary matters concerning disciplinary measures for international students in accordance with the provisions of Article 38 of the Academic Regulations of Hokkaido Bunkyo University, Article 25 of the Regulations of the Japanese language Course for International Students of Hokkaido Bunkyo University, and Article 38 of the Academic Regulations of the Graduate School of Hokkaido Bunkyo University (hereinafter referred to as “Academic Regulations, etc.”).

(Application of Disciplinary)

Article2. If the student's whereabouts cannot be confirmed for more than one month, the student shall be subject to “those who are not in good attendance without just cause” under disciplinary expulsion in the School Regulations, etc.

② In the following cases, “Student who disrupts the order of the University or otherwise seriously violates the student's fundamental principles” in the Disciplinary Withdrawal from the University Regulations, etc. shall be applied.

- (1) As if it becomes clear that students working in an industry of stores Adult Entertainment Law, etc., students.
- (2) Students been arrested or detained for violation of activities outside of status of residence or for illegal employment.
- (3) The student who has obtained the status of residence of “Student Visa” by making a false declaration at the time of entry into Japan.
- (4) If the Immigration and Residency Management Agency of the Ministry of Justice rejects the renewal of the period of stay and the student fails to complete the procedures for notification of withdrawal for more than one month.
- (5) If the student is found to be working without the “Permission to Engage in Activity other than that Permitted under the Status of Residence” as stipulated in the Immigration Control and Refugee Recognition Act, and there is no improvement after the disciplinary action of suspension from the University, or if it is willful and malicious.
- (6) If the student is ordered by the police or the Immigration Control and Refugee Recognition Agency to voluntarily accompany the student to the university or to appear before the police, and if the student fails to respond to the university's summons regarding this matter for a period of more than one month.

③ In any of the following cases, an admonition or suspension in Section 2 of the Disciplinary Provisions of the School Regulations, etc., shall be applied.

- (1) If it is found that the student is working without the “Permission to Engage in Activity other than that Permitted under the Status of Residence” as stipulated in the Immigration Control and Refugee Recognition Act.
- (2) If the student is ordered to voluntarily accompany or appear before the police or the Immigration Control and Refugee Recognition Agency, or if the student fails to respond to a call from the University regarding this matter for more than one week.
- (3) When a student is found to be absent without permission for more than two weeks
- (4) If more than half of the courses taken in the first or second semester have not been completed.
- (5) When a student is cautioned or instructed by the police or the Immigration Control and Refugee Recognition Agency for not carrying his/her resident card or permission to engage in an activity other than that permitted under the status of residence.
- (6) Failure to follow the procedures required for international students by the laws of Japan and the rules and regulations of the University.

(Submitted to the Student Affairs Committee)

Article3. The Study Abroad Subcommittee may recommend to the Student Affairs Committee whether or not disciplinary action is necessary, and the type and severity of such action. However, if the Study Abroad Subcommittee deems it necessary, it may consult with the relevant committee in addition to the Student Affairs Committee.

(Reorganize)

Article4. The revision or abolition of these regulations shall be drafted by the Study Abroad Special Committee and the Student Affairs Committee, and shall be approved by the Faculty Council and then by the President.